

特別支援教育だより(No.4)

令和 3年 9月14日 (火)

霧島市立国分南小学校

特別支援教育コーディネーター 大江 浩光 作成



〔大江 浩光〕

特別支援学級への就学，学習や生活に関して，相談されたい方は，担任または，特別支援教育コーディネーター，管理職へ気軽にご相談ください。

個別面談をすることも可能です。

合理的配慮とは，障害のある子どもが，他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため，

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ② 障害のある子どもに対し，その状況に応じて，学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③ 学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均等を失した又は過度の負担を課さないものに取り組みます。〔中教審初分科会報告（平成24年7月）〕

インクルーシブ教育とは，一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え，障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ教育システムです。

【インクルーシブ教育システム構築に必要な要件】

- ① 障害がある者が一般的な教育制度から排除されないこと。（基本的環境整備）
- ② 障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること。
- ③ 障害のある子どもが，他の子どもと平等に「教育を受ける権利を行使」するため，個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されること。

【教育的配慮がいる子どもへの指導法紹介③】

スモールステップを設定することにより，イメージがしやすくなります。

〔出典先〕

「数が苦手な子のための計算支援ワーク」3（明治図書）

$11+3=$	$11+3=$	$11+3=$	$11+3=$	$11+3=$																																																												
<table border="1"><tr><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>+</td><td></td><td>3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	1	1			+		3						<table border="1"><tr><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>+</td><td></td><td>3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	1	1			+		3						<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>+</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					+								<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>													<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												
1	1																																																															
+		3																																																														
1	1																																																															
+		3																																																														
+																																																																
〔第1段階〕	〔第2段階〕	〔第3段階〕	〔第4段階〕	〔第5段階〕																																																												